

2019年度
札幌大谷中学校・高等学校
後援会

総会議案書

日時：2019年5月18日（土）14：30

場所：札幌大谷高等学校 第二体育館

総会次第

1. 開会のことば
2. 会長挨拶
3. 学校長挨拶
4. 議長選出
5. 議長挨拶
6. 議事
 - ① 2018年度 事業報告
 - ② 2018年度 収支決算報告
 - ③ 2018年度 監査報告
 - ④ 2019年度 事業計画 (案)
 - ⑤ 2019年度 収支予算 (案)
 - ⑥ 2019年度 役員選出
 - ⑦ その他
7. 議長退任挨拶
8. 閉会のことば

2018年度 事業報告

日時	活動内容	詳細
2018年		
3月22日	役員選考委員会	
4月25日	会計監査	2017年度収支決算
	2017年度運営委員会⑤	総会に向けて
5月21日	2017年度運営委員会⑥	総会に向けて
	2017年度評議委員会②	総会に向けて
	2018年度後援会総会	
5月25日	2018年度運営委員会①	年間予定組み立て
6月 2日	新旧役員引継ぎ懇親会	札幌東急 REI ホテル 2F『メイプルルーム』
6月15日	2018年度評議委員会①	役員紹介・後援会活動について 学園祭協力依頼
	2018年度運営委員会②	学園祭詳細決定
7月13日	学園祭活動準備	
7月14日	学園祭（一般公開）	焼鳥・ヨーヨー・かき氷販売
9月 4日	研修旅行	白老方面
9月22日	サイエンス WEEKENDS①	
10月13日	サイエンス WEEKENDS②	
10月25日	2018年度運営委員会③	学園祭・研修旅行反省
10月27日	サイエンス WEEKENDS③	
11月 8日	書記会①	水輪編集会議①
11月17日	サイエンス WEEKENDS④	
12月19日	書記会②	水輪編集会議②
12月21日	後援会継続の案内文配布①	
2019年		
1月17日	書記会③	水輪編集会議③
1月26日	役員新年会	札幌 東急REIホテル 2F「メイプルルーム」
2月 6日	書記会④	水輪編集会議④
2月 7日	2018年度運営委員会④	卒業式に向けて
2月18日	後援会継続の案内文配布②	
3月 1日	卒業生会員受付	3/31まで（合計35名）
	「水輪」39号発行	
	継続会員へ「水輪」発送	206通
3月15日	後援会役員選考委員会	
4月25日	2018年度運営委員会⑤	総会に向けて（決算・予算など）

2018年度 後援会決算書

自. 2018年4月1日

至. 2019年3月31日

収 入 19,114,387 円

支 出 5,441,036 円

差引残高 13,673,351 円 翌年度繰越金

収入の部

(単位 円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	摘 要
会 費	7,146,850	7,175,768	△ 28,918	正会員(中) 2,000 円 × 842 件 正会員(高) 2,000 円 × 2,622 件 更新会員 2,920 円 × 5 名 2,920 円 × 16 名 2,870 円 × 8 名 新規会員(転入含む) 20,000 円 × 3 名 卒業生会員(2018年度) 3,000 円 × 18 名 2,920 円 × 8 名 2,870 円 × 9 名
その他の収入	1,000	109	891	普通預金利息
前年度繰越金	11,938,510	11,938,510	0	
合 計	19,086,360	19,114,387	△ 28,027	

支出の部

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	摘 要
特別奨学費補助	800,000	0	800,000	
教育活動費	4,000,000	213,781	3,786,219	講演会謝礼金・交通費、教材等諸経費転出者補填、念珠代
クラブ活動費	8,000,000	2,130,500	5,869,500	野球場土・グラウンド整備、野球部全道応援入場料、サッカー広告掲載料 甲子園出場補助
行事費	500,000	290,821	209,179	研修旅行費用
通信印刷費	500,000	367,818	132,182	運営委員会等連絡郵送料、水輸郵送料
活動費	700,000	72,060	627,940	後援会評議委員会・学園祭諸費用
後援会周年記念事業費積立金	300,000	300,000	0	本年度積立金
他会計繰出金	/	/	/	
積立金会計への繰出金	/	/	/	
特別会計への繰出金	2,000,000	2,000,000	0	
予備費	2,000,000	0	2,000,000	
雑費	286,360	66,056	220,304	振込手数料、消耗品代、スタンド花代
支 出 計	/	5,441,036		
翌年度繰越金	0	13,673,351	△ 13,673,351	
合 計	19,086,360	19,114,387	/	

2018年度 後援会周年事業積立金決算書

自. 2018年4月1日

至. 2019年3月31日

収 入 1,200,296 円

支 出 0 円

差引残高 1,200,296 円 翌年度繰越金

収 入 の 部

(単位 円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	摘 要
繰 入 金	300,000	300,000	0	
利息・配当金	100	78	22	普通預金利息
前年度繰越金	900,218	900,218	0	
合 計	1,200,318	1,200,296	22	

支 出 の 部

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	摘 要
雑 費	0	0	0	
翌年度繰越金	0	1,200,296	△ 1,200,296	
合 計	0	1,200,296	△ 1,200,296	

2018年度 後援会特別会計積立金決算書

自. 2018年4月1日

至. 2019年3月31日

収 入 5,000,637 円

支 出 0 円

差引残高 5,000,637 円 翌年度繰越金

収 入 の 部

(単位 円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	摘 要
繰 入 金	2,000,000	2,000,000	0	
利息・配当金	200	255	△ 55	普通預金利息
前年度繰越金	3,000,382	3,000,382	0	
合 計	5,000,582	5,000,637	△ 55	

支 出 の 部

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	摘 要
雑 費	0	0	0	
翌年度繰越金		5,000,637	△ 5,000,637	
合 計	0	5,000,637	△ 5,000,637	

監 査 報 告 書

1. 監査日時 2019年4月25日(木) 午後17時00分
2. 監査場所 札幌大谷高等学校
3. 監査結果

2018年度の札幌大谷中学校・札幌大谷高等学校後援会に関わる収支決算状況について、詳細かつ慎重に審査した結果、その施行に適切かつ正確に処理されたことを認めます。

2019年4月25日

札幌大谷中学校・札幌大谷高等学校 後援会

監事 奥村 郁子



監事 阿部 健



2019年度 事業計画（案）

1. 奨学金支給制度の運用及び奨学準備金の積み立て
2. 学園祭参加活動（7月12日・13日）
3. 研修旅行の企画実施（9月実施予定）
4. 後援会便り「水輪」第40号の発行
5. （教育活動の援助及び施設設備等の助成）

2019年度 後援会予算書(案)

自. 2019年4月1日

至. 2020年3月31日

収入の部

(単位 円)

科 目	前年度予算額	本年度予算額	差 異	摘 要
会 費	7,146,850	8,666,850	1,520,000	正会員(中) 2,000円 × 10ヵ月 × 100名 正会員(高) 2,000円 × 10ヵ月 × 326名 (更新会員) 2,920円 × 5名 2,870円 × 5名 (卒業会員) 3,000円 × 20名 2,920円 × 10名 2,870円 × 10名
その他の収入	1,000	1,000	0	普通預金利息等
前年度繰越金	11,938,510	13,673,351	1,734,841	
合 計	19,086,360	22,341,201	3,254,841	

支出の部

科 目	前年度予算額	本年度予算額	差 異	摘 要
特別奨学費補助	800,000	800,000	0	必要と認められる生徒への貸与
教育活動費	4,000,000	1,000,000	△ 3,000,000	講演会謝礼金・交通費、教材等諸経費転出者補填、念珠代、生徒活動費補助
クラブ活動費	8,000,000	9,000,000	1,000,000	野球場土・グラウンド整備、野球部全道応援入場料、サッカー広告掲載料、サッカー部全道応援入場料
行 事 費	500,000	500,000	0	後援会研修視察旅行費
通信印刷費	500,000	600,000	100,000	水輪・委嘱状印刷、運営委員会等郵送料
活 動 費	700,000	700,000	0	会議費用、学園祭諸費用
後援会周年記念事業費積立金	300,000	600,000	300,000	周年事業積立金
他会計操出金 積立金会計への繰出金				
特別会計への繰出金	2,000,000	5,000,000	3,000,000	特別会計積立金
予 備 費	2,000,000	4,000,000	2,000,000	
雑 費	286,360	141,201	△ 145,159	事務用品購入等
合 計	19,086,360	22,341,201	3,254,841	

2019年度 後援会周年事業積立金予算書(案)

自. 2019年4月1日

至. 2020年3月31日

収入の部

(単位 円)

科 目	前年度予算額	本年度予算額	差 異	摘 要
繰 入 金	300,000	600,000	300,000	
利息・配当金	100	100	0	普通預金利息
前年度繰越金	900,218	1,200,296	300,078	
合 計	1,200,318	1,800,396	600,078	

支出の部

科 目	前年度予算額	本年度予算額	差 異	摘 要
雑 費	0	0	0	
合 計	0	0	0	

2019年度 後援会特別会計積立金予算書(案)

自. 2019年4月1日

至. 2020年3月31日

収入の部

(単位 円)

科 目	前年度予算額	本年度予算額	差 異	摘 要
繰 入 金	2,000,000	5,000,000	3,000,000	
利息・配当金	200	300	100	普通預金利息
前年度繰越金	3,000,382	5,000,637	2,000,255	
合 計	5,000,582	10,000,937	5,000,355	

支出の部

科 目	前年度予算額	本年度予算額	差 異	摘 要
雑 費	0	0	0	
合 計	0	0	0	

札幌大谷中学校・札幌大谷高等学校 後援会会則

第1章 総則

第1条 札幌大谷中学校・札幌大谷高等学校後援会と称する。

第2条 本会の事務所を札幌大谷中学校・札幌大谷高等学校内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は札幌大谷中学校・札幌大谷高等学校の建学の精神に立脚した教育方針に共鳴し、教育事業振興に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 必要と認められる生徒への奨学金支給
- 2 生徒の教育活動に必要な費用の助成
- 3 施設・施設充実に必要な費用の助成
- 4 教職員の研修に必要な費用の助成
- 5 生徒・職員の福利厚生に必要な費用の助成
- 6 その他、本会の目的達成に必要な事項

第3章 会員及び組織

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- 1 正会員 札幌大谷中学校・札幌大谷高等学校の父母（保護者）。
 - (1) 入学時会費 20,000 円を納付し、生徒が在学中は正会員となる。
 - (2) 但し、卒業時に任意で 3,000 円を納入した場合、引き続き 3 年間会員となる。
 - (3) 卒業時に任意で 3,000 円を納入したものが、さらに、3 年毎に会費 3,000 円を納入して、資格更新できる。
- 2 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、入会を希望する者。
 - (1) 入会時に会費 20,000 円以上を納入する。会員資格は 3 年とする。

第4章 会計

第6条 本会の会計は次のものをもって支弁する。

- 1 会費
- 2 寄付金
- 3 資産から生ずる果実
- 4 事業から生ずる収入

第7条 本会の会計及び資産は会長がこれを管理する。但し、その運用については、学校長と協議・調整する。

第8条 本会の予算は毎年会計年度に会計がこれを編成し、運営委員会・評議委員会の承認を経て、総会の承認を得なければならない。

第9条 本会の会計は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 役員

第10条 本会には次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 若干名（PTA副会長1名、教職員副校長1名を含む）
- 3 書記 若干名（1名は、教職員）
- 4 会計 若干名（1名は、教職員）
- 5 監事 若干名
- 6 顧問及び参与を置くことができる

第11条 副会長、書記、監事及び会計は、運営委員会で推薦によって選出し、副会長の互選によって、会長を選出する。運営委員会では、選考委員を任命し代えることもできる。

第12条 評議員は正会員中、各学級から1名選出する。

第13条 運営委員は役員から選出する。

第14条 会長は会務を統轄し本会を代表する。会長事故ある時は副会長がその職を代行する。

第15条 監事は会計及び事業の状況を監査する。

第16条 本会の役員の任期は1年間とする。但し再選を妨げない。補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

第17条 役員の任期終了後も後任者が就任する迄は、その職を行うものとする。

第6章 会議

第18条 本会に次の会議を設ける。諸会議には、学校長・PTA会長が参加できるものとする。

- 1 運営委員会
- 2 評議員会
- 3 総会

第19条 会議は会長が招集し、議長となる。

第20条 運営委員会は次のことを審議する。

- 1 予算・決算に関する事項
- 2 総会・評議会により委嘱された事項
- 3 その他、緊急を要する事項

第21条 評議員会は次のことを審議する。

- 1 予算・決算に関する事項
- 2 会則の変更及び本会の解散に関する事項
- 3 運営委員会からの諮問事項及び総会から委任された事項
- 4 運営委員会に委嘱する事項
- 5 その他、重要と認める事項

第22条 総会は次のことを審議する。

- 1 予算・決算に関する事項
- 2 会則の変更及び本会の解散に関する事項
- 3 評議員会・運営委員会に関する事項
- 4 その他、重要と認める事項

第 23 条 会議は出席者の過半数をもって決する。

第 24 条 総会は毎年 1 回、会計年度終了後 2 ヶ月以内にこれを開く。但し、会長が、必要と認めた場合、又は、会員の 1/3 以上より要求がある場合、臨時総会を開かねばならない。

第 25 条 会議は議事録を作成し、議長及び出席者 2 名が署名・捺印の上これを保存する。

第 7 章 会則の変更及び解散

第 26 条 この会則は、総会の承認を得なければ変更することができない。

第 27 条 本会の解散は、総会の承認を得なければならない。

第 28 条 本会の解散に伴う残余資金等は、総会の承認を得て、本会の目的に類似する札幌大谷中学校・札幌大谷高等学校 P T A に寄付するものとする。

第 29 条 この会の必要事項は、運営委員会の承認を経て別に定める。

第 8 章 付則

この会則は平成 8 年 5 月 2 0 日から施行する。

この会則の第 1 章第 1 条の名称を札幌大谷中学校・札幌大谷高等学校後援会と変更し、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

この会則の第 5 章第 1 0 条を一部変更し平成 1 7 年 5 月 2 1 日から施行する。